

第2章

公安情勢

1 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。

令和7年（2025年）1月現在、教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,600人とみられる。

① 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本の「生誕祭」を開催しているほか、同人の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等において、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたりするなど、同人への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph（アレフ）」は、松本の二男の教団復帰をめぐる生じた内紛の後、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とした執行部によって統制されている。今後も、松本の絶対的な地位を前提とする方針や指導体制の下、組織運営を行っていくものとみられる。

一方、執行部により排除された一部の信者は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

② 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトに「オウムの反省・総括」を掲載したり、上祐史浩代表がSNSを通じて松本からの脱却を強調するなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、同代表が出演するトークイベントにおいて著名人との対談を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールしている。



▲オウム真理教の拠点施設

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、団体規制法^注に基づく観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

③ 団体規制法に基づく処分状況

ア 観察処分

令和6年1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間（令和9年1月末まで）更新する決定を行った。同処分に基づき、教団に対し、3か月ごとに役職員の氏名・住所・役職、構成員の氏名・住所、土地・建物の所在、資産、負債等を公安調査庁長官に報告する義務が課されたほか、公安調査官による教団施設への立入検査が行われている。

イ 再発防止処分

「Aleph（アレフ）」は、観察処分に伴う公安調査庁長官への報告内容がかねてから不十分であったことに加え、令和2年2月の報告以降、収益事業の資産等報告すべき事項の一部についても報告を行わず、公安調査庁による是正指導にも応じていない。

このため、令和5年1月、公安調査庁長官は、「Aleph（アレフ）」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の把握が困難となっているとして、公安審査委員会に再発防止処分の請求を行い、同年3月、同委員会は団体規制法の施行以来初めて同処分を行う決定をした。これにより、「Aleph（アレフ）」は6か月間、土地・建物の全部又は一部の使用及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止された。

【再発防止処分概要】

▶ 再発防止処分の内容（第8条第2項）

1号 土地又は建物の新規取得又は借り受けの禁止

2号 土地又は建物の全部又は一部の使用禁止

3号 無差別大量殺人行為の関与者等の活動禁止

4号 団体による信者の勧誘又は脱退妨害の禁止

5号 財産上の利益の受贈与の禁止又は制限

6月を超えない期間を定めて、左記各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる

➡ **決定された処分は2号及び5号**

※ 第9条第1項・第2項で、団体の役職員・構成員は「当該処分に違反する行為をしてはならない」と規定

▶ 罰則

第38条 役職員又は構成員等の禁止行為違反の罪（再発防止処分に違反する行為を禁止）

➡ **2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

第40条 標章損壊等の罪（土地又は建物の使用禁止に関する標章を損壊、汚損してはならない）

➡ **50万円以下の罰金**

しかし、以降も「Aleph（アレフ）」は不十分な報告を続けたため、公安調査庁長官は処分の継続が必要と判断し、改めて同処分の請求を行った。その結果、同委員会は同年9月に2回目、令和6年3月に3回目の同処分を行い、令和6年9月には令和7年3月20日までを期限とする4回目の同処分を行う決定を行った。

注…無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

④ 組織拡大に向けた動向

主流派は、街頭や書店における声掛けのほか、SNS等の非対面型の手法を用いて青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿し、宗教色を感じさせないヨガ教室等への参加を働き掛けるなどして、新規信者の獲得に向けた活動を行っている。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

【事例】 主流派「Aleph(アレフ)」による勧誘活動

導 入

- 教団による一連の事件を知らない青年層が主な対象
- 街頭や書店での声掛け、SNSや友人等を通じ、宗教やヨガ等に興味を持つ者に接近、喫茶店等で接触

人間関係の構築

- 教団名を秘したまま、十数回にわたり宗教やヨガ等を講義
- 被勧誘者の関心や悩みを聞き出し、相談を受けながら、人間関係を構築

入 信

- 教団による一連の事件は国家ぐるみの陰謀と説明
- 松本の偉大性等を講義
- 教団に対する抵抗感がないことを確認した上で教団名を告知し、入信させる

⑤ 遺骨をめぐる動向

平成30年(2018年)7月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐる松本の家族間で争われていた祭祀承継審判については、令和3年7月の最高裁判所決定により、松本の二女が祭祀承継者に確定した。

その後も、遺骨等は国により保管されているが、令和4年10月、二女が国に対し、遺骨等の引渡しを求めて東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)に提訴した。これに対し国側は、二女側が遺骨等の保管場所や方法を示しておらず、二女ら関係者の安全性に懸念があるなどとして請求棄却を求めたものの、令和6年3月、東京地裁は、国側に二女への遺骨引渡しを命じる判決を言い渡した。同月、国側は控訴し、現在も係争中である。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

また、令和6年6月には松本サリン事件から30年が経過し、令和7年3月には地下鉄サリン事件から30年を迎えるが、こうした年月の経過に伴い、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することが懸念される。

そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等、教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。

さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

「オウム真理教」とは？



■ 殺人を肯定する教義により、かつて凶悪事件を実行

- 国家権力を打倒するべく武装化
- 地下鉄サリン事件(1995年)等、数々の凶悪事件を実行

■ 「Aleph」^{アレフ}、「ひかりの輪」と名を変え、今も活動中

- Alephは、団体名を隠して、ヨガ教室等を名目に接近
- ひかりの輪は、主催行事への参加を一般にも呼びかけ

事件を風化させない

警察庁

▲広報用チラシ

【オウム真理教による主な事件】

事 件 名	発 生 日	死者数及び負傷者数
① 弁護士一家殺害事件(殺人)	平成元年11月4日	死者3人
② 松本サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成6年6月27日	死者8人 負傷者約140人
③ 公証役場事務長逮捕監禁致死事件 (逮捕監禁致死・死体損壊)	平成7年2月28日	死者1人
④ 地下鉄サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成7年3月20日	死者13人 負傷者5,800人以上 ※ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数 なお、令和2年3月に更に1人が死亡

2 極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組むとともに、労働運動や大衆運動にも介入している。一方で、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁しており、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(1) 革マル派

革マル派は、令和6年中も引き続き、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、「暗黒の21世紀」世界を生き苦悩し闘う労働者人民の精神的武器」と位置付ける「黒田寛一著作集」（全40巻）の第18巻から第20巻を刊行したほか、「わが創始者の言葉を、われわれは二十一世紀現代において引き継ぎ・つらぬいてたかっているのである」、「同志黒田の教えに学び組織建設に邁進しよう」などと主張するなど、故黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（連合）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「独占資本家の賃金抑制に協力する「連合」労働貴族弾劾」、日本郵政グループ労働組合（JP労組）に対しては、「JP労組本部の裏切りを許さず、大幅一律賃上げ獲得をめざしてたたかおう」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「組合員の怒りの声を抑圧する日教組本部を弾劾せよ」などと、それぞれ指導部に対する批判を展開した。また、各地のメーデー会場周辺では、参加者に対して、連合等の労組指導部を批判するビラを配布し、同派への結集を呼び掛けた。

大衆運動においては、「改憲・大軍拡阻止」、「日米グローバル同盟の強化反対」などと主張し、政権打倒や反戦等を訴えて、集会、デモ等に取り組んだ。

また、同年7月に開催された日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を捉え、「日米2プラス2開催反対」などと主張し、抗議行動に取り組んだ。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢を捉えて、「今こそウクライナ反戦に起て」、「〈プーチンの戦争〉を粉砕せよ」などとロシアを批判し、各地で集会、デモ等を行ったほか、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉えては、「イスラエルによる中東全域への戦争放火を阻止せよ」などとイスラエルを批判し、各地で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体が主催する社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したビラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設阻止」、「南西諸島の軍事要塞化粉砕」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

同年9月には、同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）が、「第94回定期全国大会」を開催し、執行



▲「労働者・学生統一行動」（2月、東京）

部体制を確立した上で「本大会で確立した闘争態勢にもとづいて、反戦反ファシズムの断固たる闘争の火ぶたをすでに切っているのが全学連にほかならない」などと主張した。

同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）と東日本旅客鉄道労働組合（ＪＲ東労組）については、同年６月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松崎明元ＪＲ東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

（２）中核派

中核派（党中央）は、令和６年中、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持しつつ、「反戦闘争を軸とする階級的労働運動、学生運動、あらゆる大衆運動をこの方向に向かって組織することが、党の基本任務」などと主張し、各種闘争に取り組んだ。

同派は、令和４年２月に開催された「第８回全国大会」以降、反戦闘争に更に重点を置く動きがみられ、令和５年１月に発行された同派機関紙「前進（新年特別号）」では、「今や階級闘争の最大の焦点は戦争であり、革命的共産主義の党と労働者階級の基本的任務は、この帝国主義の戦争を革命的内乱に転化すること」と提起した。さらに、同年８月に開催された「第３１回全国委員会総会」では、「帝国主義そのものを打倒する革命に向かって労働運動＝反戦闘争を闘わなければならない。反戦闘争＝反帝国主義闘争が党の第一の任務である」と提起したほか、清水丈夫議長が「最後的には内乱に勝利するまで発展する。革命に勝利するところにまで行き着くような闘いを、われわれは今から始める」と発言し、反戦闘争への傾倒が顕著となっていたところ、令和６年も同年２月に開催された「第９回全国大会」で、「反戦闘争を軸とする階級的労働運動は今こそその力を全面的に発揮し、爆発的な発展をかちとらなければならない」などと提起するとともに、同年８月に開催された「第３３回全国委員会総会」では、同議長が「体制打倒まで闘う反戦闘争を」などと訴え、反戦闘争を中心に各種闘争に継続して取り組むことを確認した。

また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突から１年が経過したことを捉えて、「米帝の支援と擁護のもとで、イスラエルはますます凶暴

にパレスチナ人民への虐殺と民族浄化をあくまでも推し進め、さらには中東各国になりふり構わず戦火を拡大している」としつつ、「パレスチナ人民と連帯し、戦争と虐殺の元凶＝帝国主義の打倒へ、青年・学生を先頭に巨大な大衆的実力闘争を巻き起こそう」などと主張し、イスラエル国大使館に対する抗議や「パレスチナ蜂起１周年１０・７新宿反戦デモ」に取り組んだ。

同派は、広島市に原爆が投下された８月６日及び長崎市に原爆が投下された８月９日を捉え、例年、広島市及び長崎市でそれぞれ反戦・反核を訴える抗議行動に取り組んでいるところ、令和６年中も「広島から全世界に米日帝の中国侵略戦争阻止・核戦争阻止の闘いをとどろかせよう」、「ヒロシマ・ナガサ



▲イスラエル国大使館に対する抗議行動（ＥＰＡ＝時事）

キを繰り返すな」などと主張し、広島市内及び長崎市内でそれぞれ「反戦・反核」を訴える抗議行動に取り組んだ。

国鉄闘争においては、同年7月に、都内で「国鉄闘争全国運動7・14全国集会」を、同年11月に、都内で「11・3全国労働者総決起集会」を開催し、「JR東が先頭で戦争国家攻撃をかけている今、国鉄闘争を貫いている意義は大きなものがあります」などと主張した。



▲広島市内における抗議行動
(ABACA PRESS / 時事通信フォト)

渋谷暴動事件（昭和46年（1971年）11月14日）において警備中の警察官を殺害するなどして指名手配され、平成29年に逮捕、起訴された同派活動家大坂正明に対し、東京地裁は令和5年12月、懲役20年の有罪判決を言い渡した。同派は、この判決を受けて「中国侵略戦争に突き進む日本帝国主義による反戦闘争圧殺、内乱鎮圧のための大攻撃であり、70年闘争のような闘いを二度とやらせないという日帝の国家意志を体現した極反動判決だ」、「1971年11・14沖縄返還協定批准阻止渋谷暴動闘争は正義の闘い」などと主張し、令和6年中も同人の無罪及び自派の正当性を訴える集会、デモ等に取り組んだ。

同派は、「革共同を青年・学生の党として建設し、「連帯し、侵略を内乱へ」を切り開く24年決戦へ進撃しよう」などと訴え、引き続き、若者の獲得に向けた取組を行い、SNSや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に積極的に活用した。

同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）は、「2・19日本・ウクライナ経済復興推進会議粉碎闘争」（同年2月）、「6・9全国集会&大行進」（同年6月）等でヘルメットを着用して集会、デモ等に取り組み、その状況を動画配信するなど、同調者の獲得を図るとともに、同年9月には、「全学連第85回定期全国大会」を開催し、委員長に初めて女性を就任させるなど、新執行部体制（委員長：学習院大学、書記長：東京都立大学、副委員長：京都大学、広島大学、書記次長：京都大学、筑波大学、中央大学）を確立した。

また、同派は、令和4年8月に開催した「第29回全国委員会総会」において、東北地方委員会に端を発する組織内問題を捉え「解党主義的・反党的な活動が続ける「EL5派」と完全に組織的に決別する」と公表するとともに、令和5年8月に開催された「第31回全国委員会総会」においても、「革共同から脱落・逃亡し排外主義へ転落した「EL5」派は、（中略）3・11闘争を分裂させた」などと訴えてきたところ、令和6年8月に開催した「第33回全国委員会総会」において、EL5派を「階級的労働運動とその究極の勝利＝プロレタリア革命・プロレタリア独裁をめざす党の路線に対する右翼的日和見主義的反発から出発したEL5派」などと批判するとともに、「反革命に純化するEL5派の追放・一掃を訴える」などと主張しており、現在も対立動向がみられる。

平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、「第8回全国大会」及び「第31回全国委員会総会」で提起した「反戦闘争としての反戦闘争」を引き続きスローガンに掲げており、今後も、反戦闘争を軸に、改憲阻止、原発問題を中心とした各種闘争に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、令和6年中も、「農地強奪実力阻止」、「空港機能強化粉碎」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の集会、デモ等に取り組んだ。また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉え、「ジェノサイド阻止、パレスチナ人民虐殺弾劾」などと主張し、イスラエル国大使館等に対する抗議行動に取り組んだ。このほか、同派内で発生した差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、令和6年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突やロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢のほか、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を批判し、集会、デモに取り組んだ。また、8月6日及び8月9日を捉え、広島市及び長崎市で、それぞれ「原爆投下79年弾劾」等を訴える抗議行動に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。



▲革労協反主流派のデモ（1月、東京）

(4) 成田国際空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が係属しており、極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を捉えて、抗議行動に取り組んだ。

また、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、令和6年10月に開催され、極左暴力集団は、成田国際空港の第3滑走路の建設等の機能強化に向けた動きに対し、「空港機能強化は、自然破壊そのものだ。空港拡張はまさに、国家権力の戦争突撃と一体」などと主張した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進し、令和6年中、極左活動家14人を検挙した。

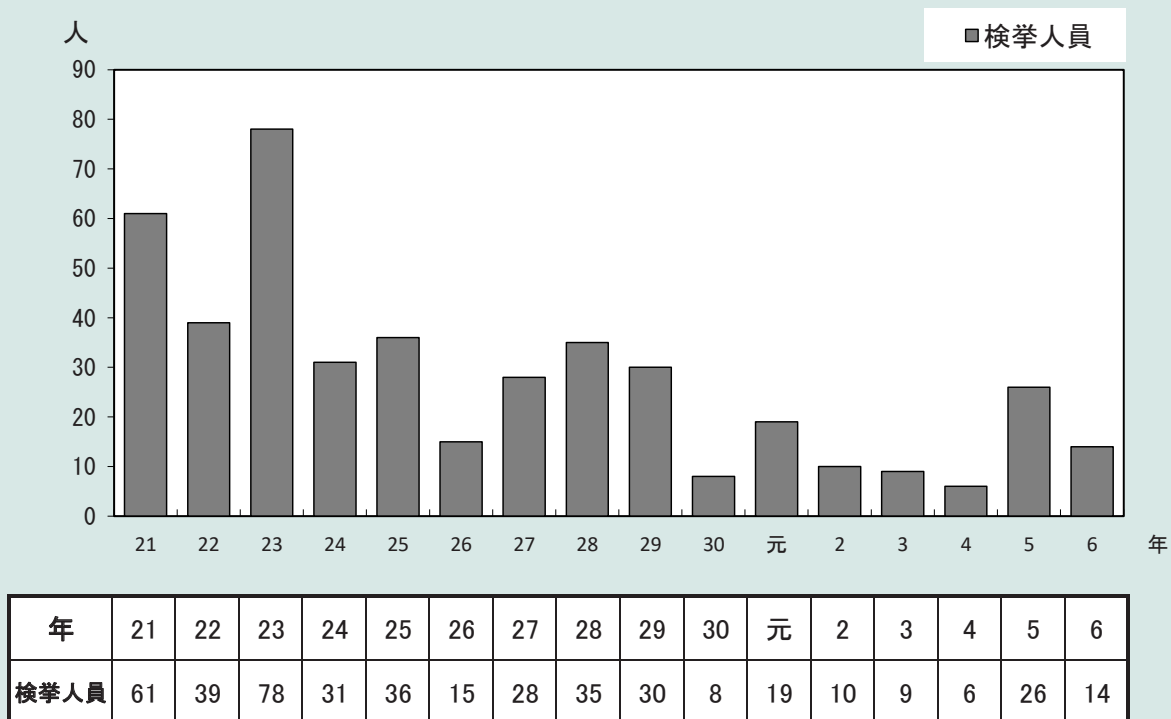
検挙した例を挙げると、同年2月、共謀の上、原爆ドーム北側において、共同して互いに腕を組み、広島市職員に対し、体当たりするなどの暴行を加えた中核派（党中央）活動家5人を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（広島・警視庁・京都・大阪）。

また、同年3月、共謀の上、第三者に譲渡する意図を秘し、SIMカードの交付を受けて通信回線を利用できる契約上の地位を得た革労協反主流派最高幹部ら2人を詐欺罪で逮捕したほか、同年9月、第三者に利用させる意図を秘し、携帯電話機を詐取するなどした同派活動家1人を詐欺罪で逮捕した（大阪）。

さらに、同年11月、既に転出している旨を告知することなくその情を秘し、国民健康保険被保険者証を詐取するなどした革マル派活動家1人を詐欺罪で逮捕した（埼玉・茨城）。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしている。

極左事件の検挙状況（平成21年～令和6年）



3 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

① 抗議活動の状況

右翼は、令和6年中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、各種行事等において、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐるっては、尖閣諸島周辺における中国海警局に所属する船舶の動向を捉え、「中国は、尖閣諸島付近において領海侵入を繰り返し、尖閣諸島を実効支配しようとしている」などと批判したほか、靖国神社における器物損壊等事件（5月、8月）を捉え、「中国は、落書きした人物の身柄を拘束し、日本に引き渡すべきである」などと、中国広

東省深圳市で日本人学校に通う男子児童が刃物で殺害された事件（9月）を捉え、「中国は、男子児童を刃物で殺害した犯人の犯行動機を明らかにしていない。都合の悪い事実を隠す中国は説明責任を果たすべきである」などと、それぞれ批判した。

ロシアをめぐるっては、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、「戦争を続けているロシアと国境が接している我が国は脅威にさらされている」、「我々は、ロシアによる国際法違反に抗議する。ロシアはウクライナへの侵攻、ジェノサイドをやめよ」などと批判したほか、北方領土問題を捉え、「ロシアが北方領土を返還する気がないことは、誰の目にも明らかである。日本は憲法を改正して軍隊を保持し、武力をもってロシアから北方領土を奪還すべきである」、「我が国固有の領土である北方領土がロシアに不法占拠されているが、即時、無条件での返還を訴える」などと批判した。

北朝鮮をめぐるっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「北朝鮮は、幾度となく弾道ミサイルを発射し世界に脅威を及ぼしており、絶対に許してはならない。我々は、北朝鮮によるミサイル発射に断固抗議する」、「金正恩は、ミサイルを撃つ金があるなら、飢餓に苦しむ自国民に食料を与えるべきだ」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「北朝鮮は、拉致した事実を認め、直ちに被害者を帰すべきである」、「人生と自由を奪う拉致という行為を絶対に許してはならない」などと批判した。

韓国をめぐるっては、韓国が竹島を不法占拠していることや慰安婦問題、旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「竹島は、日本固有の領土である。韓国が竹島を自国の領土だとする根拠は何もない」、「慰安婦問題等における強制連行などという主張は、嘘・ねつ造であることは明らかであり、だまされてはいけない」などと批判した。

政局をめぐるっては、岸田首相（当時）の退陣を捉え、「政治不信を招いた岸田首相（当時）の総裁選不出馬は当然のことだ。責任を取ると言うのなら遅すぎる」、「裏金問題を反省しろ。岸田政権は何一つ成果を上げていない」などと批判した。石破内閣発足をめぐっては、「石破首相は、私利私欲だけで国民のことを考えていない」、「石破首相がやるべきことは衆議院の解散ではなく、国民のための経済対策と災害対策である」などと批判した。



▲街頭宣伝活動を行う右翼（8月、東京）

令和6年中、右翼が街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、下表のとおりである。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議行動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすおそれがある。



▲街頭宣伝活動を行う右翼（8月、東京）

右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和6年）

	動員団体数(団体)	動員人数(人)	動員街頭宣伝車数(台)
政府関連	約1,270(約1,310)	約2,710(約2,930)	約830(約 820)
中国関連	約1,310(約1,300)	約3,060(約3,050)	約910(約 930)
ロシア関連	約810(約1,070)	約2,140(約2,790)	約760(約 980)
北朝鮮関連	約670(約 980)	約1,670(約2,320)	約570(約 730)
韓国関連	約600(約 950)	約1,320(約2,220)	約500(約 790)

注：数値は、延べ数

()内は令和5年

② 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約800台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

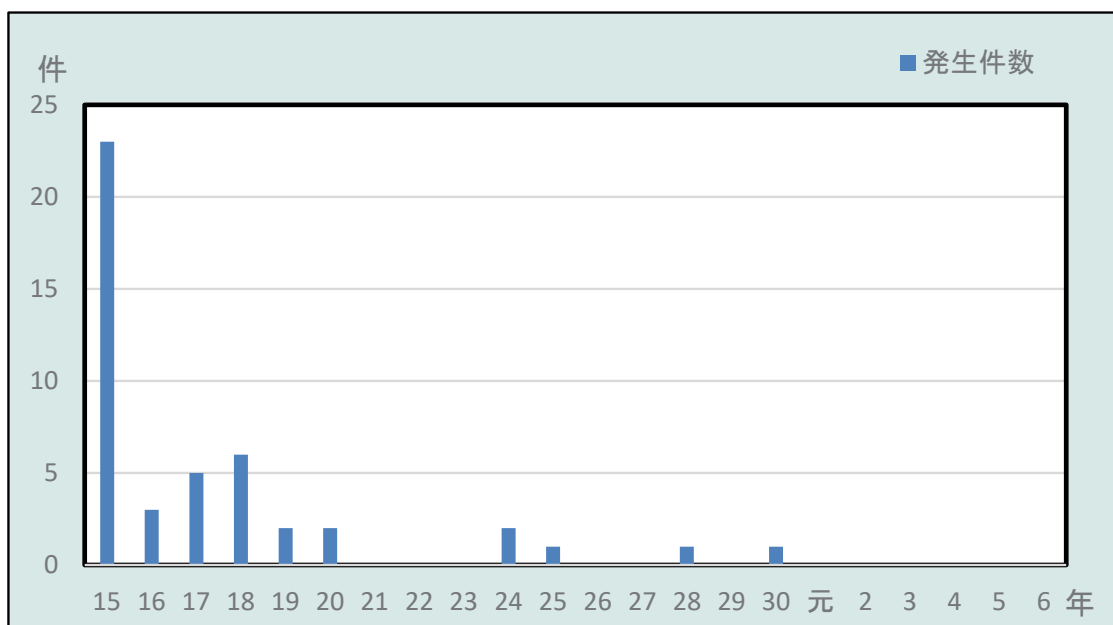
令和6年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、延べ約80社（実数約30社）（前年同期：延べ約90社、実数約30社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 右翼の違法行為の取締り

令和6年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況（平成15年から令和6年）



年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
発生件数	23	3	5	6	2	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0

令和6年中の右翼運動に伴う事件の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、次表のとおりである。

令和6年7月、街頭宣伝車の自動車予備検査に際し、検査後に不正な改造を行う意図を秘して、同車が保安基準に適合すると検査官に誤信させ、自動車検査証の交付を受けた右翼団体幹部の男を、道路運送車両法違反で逮捕した（大阪）。

また、同年11月、東京都選挙管理委員会又は総務大臣等に政治団体設立届出をした後でなければ、政治活動のために支出をすることができないにもかかわらず、同届出をしないまま街頭宣伝車の購入代金を支出した右翼団体幹部の男を、政治資金規正法違反で逮捕した（警視庁）。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。



▲街頭宣伝活動に対する取締り（8月、大阪）

右翼による違法行為の検挙状況等（令和6年）

右翼運動に伴う事件の検挙 （うち、街頭宣伝活動に伴う事件 7 件 8 名）	45件
	52人
資金獲得を目的とした事件の検挙	49件
	53人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	3丁

注：数値には、「未遂」事件の検挙を含む

（3）右派系市民グループをめぐる動向

① 右派系市民グループ

令和6年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約20件行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

② 違法行為の取締り

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

4 日本共産党

(1) 日本共産党第29回大会の結果

日本共産党は、令和6年1月に日本共産党第29回大会（第29回党大会）を開催した。

中央委員会の人事では、空席であった議長に志位和夫委員長が、委員長に田村智子副委員長が新たに就任した。女性が委員長を務めるのは、結党以来初である。また、小池晃書記局長が再任されたほか、副委員長では、山下芳生（筆頭）、市田忠義、緒方靖夫、倉林明子及び浜野忠夫の5氏が再任され、田中悠氏が新たに選任された。不破哲三前議長は、常任幹部会委員を退任し、名誉役員に就任した。

日本共産党の党員数は約25万人、機関紙購読者数は約85万人と発表された。党員数は、前回大会に比べ約2万人減少し、機関紙購読者数は前回大会に比べ約15万人減少した。

大会では綱領の改定は行われなかった。

大会決議では、第30回党大会までの「第28回党大会現勢（党員27万人、機関紙購読者100万人）の回復・突破」、令和10年末までの「第28回党大会時比3割増（党員35万人、機関紙購読者130万人）の達成」などの目標が示された。

(2) 第50回衆議院議員総選挙の結果

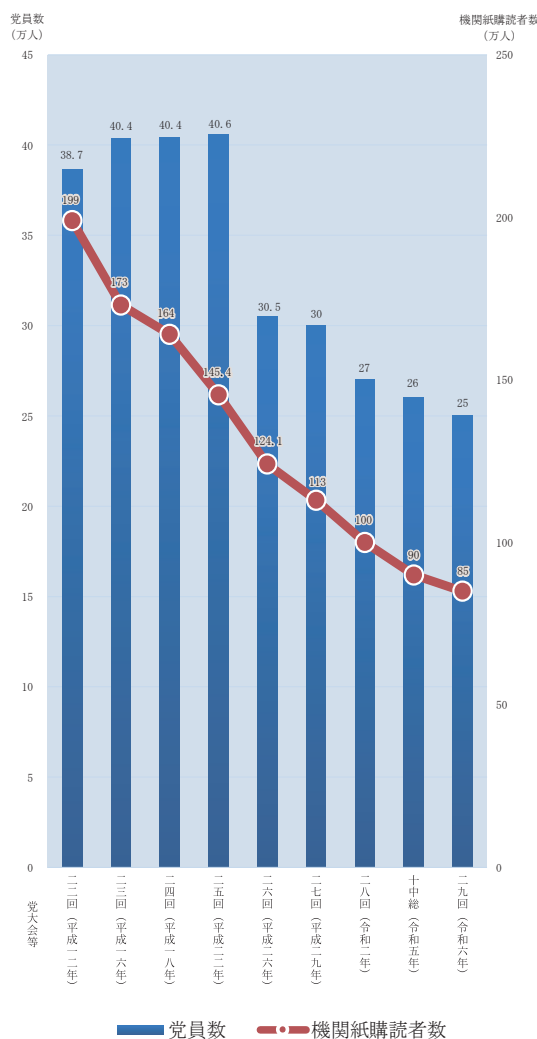
日本共産党は、令和6年10月の第50回衆議院議員総選挙において、比例代表で「（得票数）650万票、（得票率）10%以上」及び「すべての比例ブロックでの議席獲得と議席増」並びに小選挙区で沖縄1区の「オール沖縄」の「宝の議席」を守り抜くことを目標に掲げた。

また、日本共産党は、平成28年の第24回参議院議員通常選挙以降、野党共闘を推進し、前回総選挙（令和3年）前には、立憲民主党が政権を取った場合、「限定的な閣外からの協力」をすることで同党と合意していた。しかし、今回の総選挙では、同年9月に就任した立憲民主党の野田佳彦代表が「（安保法制は）すぐには廃止できない」、「政権を共産党と一緒に担うことはできない」などと発言したことを捉え、日本共産党は「今度の総選挙での両党間の共闘の条件は基本的には損なわれた」として、小選挙区に前回総選挙の約2倍となる213人の候補者を擁立し、



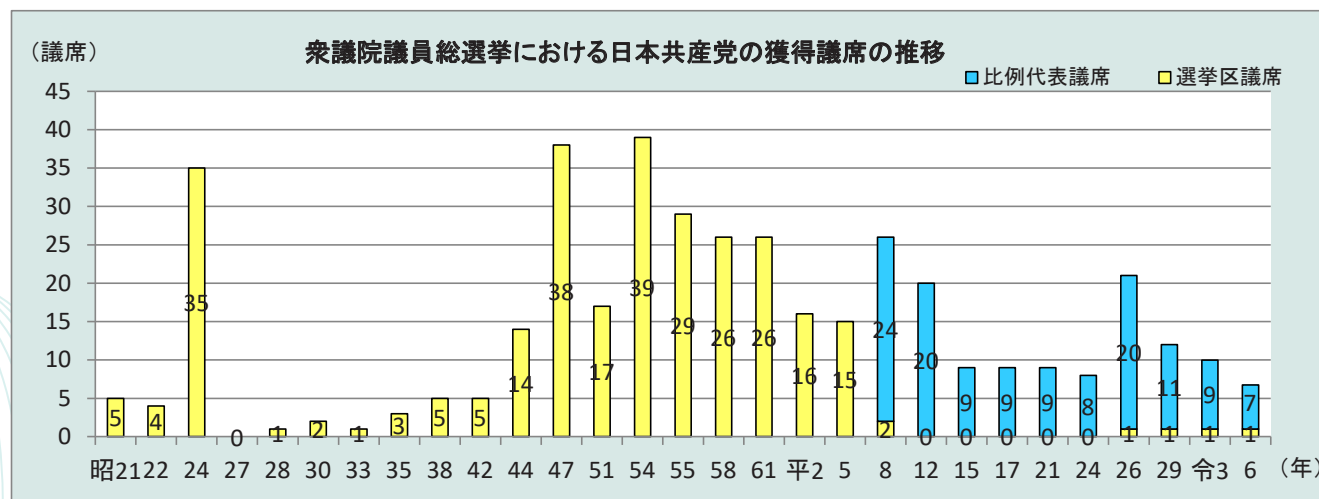
▲党大会で決議案を報告する田村智子氏（時事）

日本共産党の党員、機関紙現勢の推移



「比例を軸」に日本共産党の議席増に注力したため、立憲民主党との野党共闘は極めて限定的なものとなった。

総選挙の結果、立憲民主党が50議席増と躍進する中、日本共産党は、小選挙区で1議席（沖縄）、比例代表で7議席を獲得したものの、改選前10議席から2議席減の8議席にとどまった。日本共産党は、この原因を「党の自力の後退」とする一方で、与党が過半数割れとなったことを捉え、自民党の政治資金問題等を暴露した「しんぶん赤旗」と日本共産党の論戦が「政治の激動をつくりだすうえで、決定的な役割を果たした」、「日本共産党は、自公政権を追い詰めるうえで大きな貢献をすることができた」と評価した。



（3）全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、令和6年5月、都内・代々木公園において、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」、「今すぐ最低賃金を1500円以上に！全国一律最賃制へ法改正を」などのスローガンを掲げ、「第95回中央メーデー」を開催し、1万2,000人（主催者発表）が参加した。

来賓として出席した日本共産党の田村智子委員長は、「平和でも暮らしでも、自民党政治を終わらせる、裏金事件への怒りも爆発させる、国民的な大運動を巻き起こそうではありませんか」などと挨拶を行った。



▲第95回中央メーデー（時事通信フォト）

また、同年7月25日から27日にかけて、都内で「第32回定期大会」を開催し、小畑雅子議長は「今春闘の賃上げはストライキを構えた、たたかう労働組合のバージョンアップ、労組の力で勝ち取った到達」、「物価高騰を乗り越え、生活できる賃金への大幅引上げ・底上げを実現する運動をさらに大きくしよう」などと挨拶を行った。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対するなどの運動に取り組むものとみられる。

5 大衆運動

大衆団体等は、令和6年中も、様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 近年の大衆運動

大衆団体等は、イスラエル・パレスチナ情勢をめぐり、イスラエル国大使館周辺などで、イスラエル政府に対する批判や、政府に対して即時停戦に向けた働き掛けを求める抗議行動に取り組んだ。

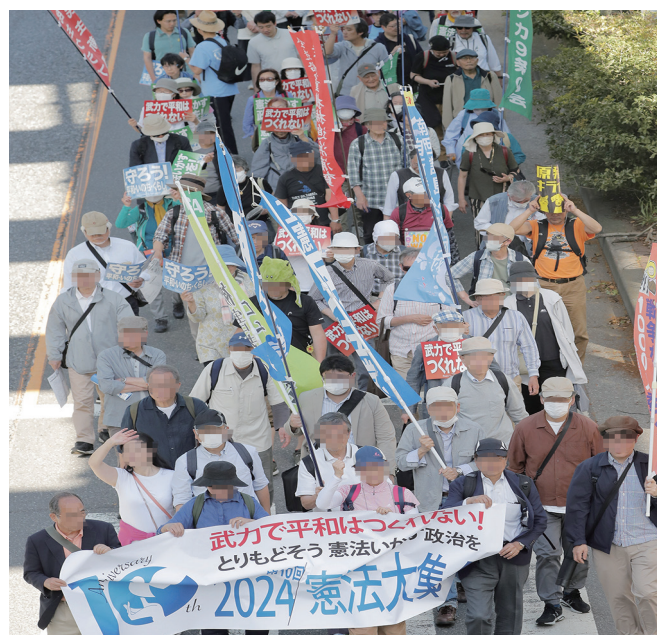
令和6年1月、イスラエル国大使館前に約500人（主催者発表）を集め、「パレスチナ連帯・国際行動 イスラエルは虐殺やめろ！即時停戦！1・13 イスラエル大使館前行動」に取り組んだほか、同年3月、新宿区に約3,000人（主催者発表）を集め、「新宿駅円周ラッピングデモ」に取り組んだ。

また、憲法改正反対を主張し、同年5月、東京臨海広域防災公園に約3万2,000人（主催者発表）を集め、「武力で平和はつぐれない！とりもどそう憲法いかす政治を 2024 憲法大集会」に取り組んだほか、同年11月には、国会議事堂前に約2,300人（主催者発表）を集め、「憲法変えさせない！戦争反対！今こそ平和と人権 11.3 憲法大行動」に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正をはじめとする様々な政策や時事問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられる。



▲イスラエル・パレスチナ情勢を捉えた抗議行動
(EPA＝時事)



▲憲法改正に対する抗議行動（時事）

(2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、全国各地で抗議行動や集会等に取り組んだ。

都内では、毎月1回第3金曜日に首相官邸前で抗議行動に取り組んだほか、年2回（3月と9月）の定例取組として、代々木公園において「さよなら原発全国集会」を開催し、令和6年3月には約6,000人（主催者発表）を、同年9月には約5,000人（主催者発表）をそれぞれ集め、全国の原発施設立地県等で反原発運動に取り組む市民団体の代表者らが原発の危険性や原発廃炉等を訴えた。

石川県金沢市では、同年6月、約1,100人（主催者発表）を集め、「さよなら！志賀原発全国集会 in 金沢」を開催し、同年1月に発生した能登半島地震の発生を捉え、「能登半島地震は最後の警告だ」などと主張し、北陸電力志賀原子力発電所の廃炉を訴えた。

宮城県仙台市では、同年11月、東北電力女川原子力発電所2号機の運転再開を捉え、約400人（主催者発表）を集め、抗議行動に取り組んだ。

また、原子力発電所の敷地外で使用済燃料を一時保管する全国初の中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」が青森県むつ市で操業開始されることに先立ち、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に保管していた使用済燃料が同所に搬入されることを捉え、同年9月、新潟県及び青森県内で抗議行動等に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も、原子力発電所の運転再開や使用済燃料の中間貯蔵施設操業等の様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。



▲さよなら！志賀原発全国集会 in 金沢
(共同通信社)



▲使用済燃料搬入に反対するデモ
(共同通信社)

(3) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、「子ども達の未来に基地はいらない」、「民意は示された！辺野古新基地は造らせない」などと訴え、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和^{あわ}棧橋^{くがみ}周辺及び国頭郡本部町の本部港（塩川地区）において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返したほか、普天間飛行場をはじめとする米軍関連施設周辺での抗議行動にも取り組んだ。

また、沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故から20年となることを捉え、令和6年8月10日には、宜野湾市内に約2,500人（主催者発表）を集め、「県民大集会」を開催し、集会アピールでは「普天間飛行場の閉鎖・返還」や「オスプレイ飛行停止」を採択した。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和6年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で合計6件延べ6人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。



▲機動隊員によって抗議場所から動かされる男性
(朝日新聞社/時事通信フォト)



▲キャンプ・シュワブ前における反基地運動
(共同通信社)



▲キャンプ・シュワブ前における反基地運動
(朝日新聞社/時事通信フォト)

(4) 国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動

海外の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和6年（2024年）6月、イタリアで開催されたG7プーリア・サミットに際し、環境問題や反戦といった様々なテーマを掲げ、会場近郊で600人規模の抗議行動に取り組んだほか、同年7月、フランスで開催された2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会（以下「パリ大会」という。）の開催を批判し、メイン競技場近郊で300人規模の抗議行動に取り組んだ。



▲G7プーリア・サミットを捉えた抗議行動（6月、イタリア）
(La Presse/共同通信イメージズ)

また、イスラエル・パレスチナ情勢をめぐり、同年10月、英国・ロンドンにおいて、「今すぐ停戦を」などと訴える4万人規模の抗議行動に取り組んだ。

一方、国内の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和6年中、海外の諸勢力と連携を図りつつ、パリ大会を捉え、抗議行動に取り組んだ。

今後も、国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、国際的な連携の維持、強化を図りながら、令和7年に予定される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）等の国際会議及び様々な国際情勢を捉えて、抗議行動に取り組んでいくものとみられる。



▲パリ大会を捉えた抗議行動（7月、フランス）
（Ait Adjedjou Karim/ABACA/ 共同通信イメージズ）

（5）環境問題を捉えた過激な運動

気候変動による影響の深刻化は、環境問題に対する国際的な世論を喚起し、環境保護運動が盛り上がる要因となっている。

特に欧州では、政府や企業に気候変動対策を求めて過激な運動が行われており、令和6年（2024年）6月、環境保護団体の活動家が、英国の世界遺産ストーンヘンジにオレンジ色の粉末を吹き付ける事件が、同年8月には、ドイツの空港の制限区域に侵入し、路面に手のひらを接着剤で貼り付けて座り込むなどして航空機の往来を妨害する事件等が発生した。

今後、欧州で発生しているような運動が日本国内で発生する可能性は否定できず、注意が必要である。



▲環境保護団体による抗議行動（6月、英国）
（AFP PHOTO / JUST STOP OIL）

（6）動物権利問題を捉えた過激な運動

海外では動物愛護の観点から、動物権利を主張する過激な運動が行われており、令和6年（2024年）9月、欧州の動物権利団体の活動家が、動物皮革等の使用を批判し、英国・ロンドンのファッションショーに乱入する妨害行為に及んだ。

また、環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）創設者は、同年7月、我が国の商業捕鯨を妨害する目的で航行中に寄港したグリーンランド（デンマーク王国自治領）において拘束されたが、同年12月には釈放されたことから、反捕鯨活動家は、今後も、妨害行為を含めた抗議行動に取り組むものとみられる。

さらに、和歌山県太地町のイルカ漁をめぐるのは、同年9月のイルカ漁解禁に合わせて、漁の中止を求める活動家が、現地を含む国内外において抗議行動に取り組んだ。

警察では、和歌山県警察において太地町特別警戒本部を設置して警戒活動を推進しているほか、出入国在留管理庁等と連携して水際対策を推進している。

今後も動物権利問題を捉えた過激な運動は、国内外で様々な形態で取り組まれるものとみられる。



▲太地町特別警戒本部の開所式
（8月、和歌山）

6 ローン・オフENDER等

近年、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフENDERが新たな脅威となっている。

令和4年7月には、奈良県奈良市において、街頭演説中の安倍元首相に対する銃撃事件が発生したほか、令和5年4月には、和歌山県和歌山市において、演説を予定していた岸田首相（当時）に向けて爆発物が投てきされ、岸田首相のみならず聴衆が危険にさらされる事件が発生した。また、令和6年10月には、自由民主党本部、首相官邸に対する事件^注が発生した。

これらのローン・オフENDERによる重大事件に加え、社会一般に対する恨み、不安等を背景として不特定多数の者に対して危害を加える事件が繰り返し発生しており、こうした事件を引き起こす蓋然性があると認められる者に対する対策の強化が急務となっている。

安倍元首相に対する銃撃事件の発生等を受け、警察では、ローン・オフENDER等の対策の強化に取り組んでいる。

具体的には、ローン・オフENDER等による被害を未然に防止するためには、警察の各部門が緊密に連携して違法行為の前兆に関する情報を収集し、組織的に危険度評価を行った上で、関係部門が連携して対策を講じることが不可欠であることから、従来からローン・オフENDERへの対策に取り組んできた警備部門に司令塔機能を担う体制を構築し、情報の一元的な集約及び危険度評価を行うとともに、危険度に応じて関係部門がそれぞれの特性を生かして対策を講じ、警察の総合力を発揮する新たな業務モデルを策定した。

この業務モデルは、一部の都道府県警察における試行実施を経て、令和6年度から全国の都道府県警察において運用されている。

こうした新たな仕組みの下、警察では、ローン・オフENDER等による違法行為を未然に防止するため、現実空間だけでなくインターネット空間における情報収集・分析活動にも取り組んでいる。また、銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報が、インターネットを通じて容易に入手されてしまう現状を踏まえ、警察庁の委託事業であるインターネット・ホットライン事業及びサイバーパトロールセンター事業の取扱情報の範囲に、「拳銃等の譲渡等」や、「爆発物・銃砲等の製造」等に関する情報を追加するとともに、サイバーパトロールセンターにおいてAI検索システムを導入するなど、情報収集の高度化を図っているほか、警察においても、銃砲や爆発物の製造方法等に関する情報の発見に努め、それらの情報についてサイト管理者等への削除依頼等を行っている。さらに、ローン・オフENDER等による爆発物の原料等の入手を阻止するため、関係機関



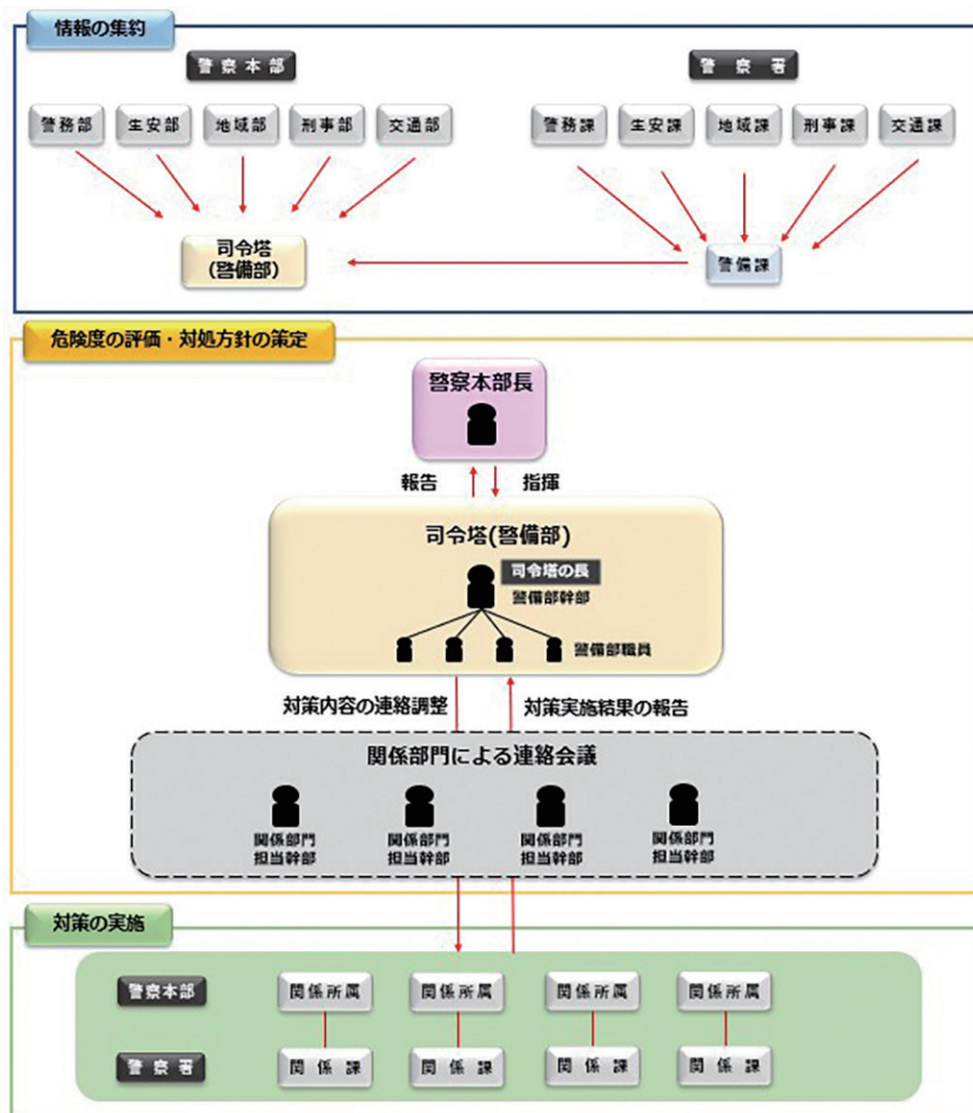
▲安倍元首相が銃撃された当時の状況
(朝日新聞社/時事通信フォト)



▲岸田首相（当時）に向けて爆発物が投てきされた当時の状況
(朝日新聞社/時事通信フォト)

注…69 頁参照（第6章）

と協力しつつ、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、販売時の本人確認や使用目的等の確認を徹底するよう要請したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしている。



ローン・オフエンダー等への対応の流れ